

令和元年度ダイオキシン類対策特別措置法に基づく自主測定結果について

ダイオキシン類対策特別措置法第28条第4項の規定に基づき、同法に規定する廃棄物焼却炉等の特定施設の設置者から報告のあった排出ガス等に含まれるダイオキシン類濃度の測定結果を次のとおり公表する。

1 対象施設及び事業場数

平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に設置されていた施設(年度途中の廃止4施設含む)

大気基準適用施設	75施設	59事業場
水質基準適用事業場	12施設	9事業場

2 公表する対象施設と測定結果

令和元年度中に試料採取が行われ、令和2年8月31日までに特定施設の設置者から県に報告のあった自主測定結果(平成30年度末までに試料採取され、未公表の測定報告分を含む)。

3 自主測定結果

(1) 大気基準適用施設

ア 排出ガス

報告のあった53施設(68件)の測定結果は、全て排出基準値以下であった。

表1 排出ガス中のダイオキシン類濃度状況 ()は報告件数

施設の区分			施設数	濃度分布 (ng-TEQ/m ³ N)				排出基準
				1未満	1~5未満	5~10未満	10以上	
廃棄物 焼却炉	処理能力 2t/h未満	既設	27 (29)	25 (27)	2 (2)	0 (0)	0 (0)	10
		新設	17 (18)	15 (16)	2 (2)	0 (0)	0 (0)	
	2t/h以上 4t/h未満	既設	7 (13)	7 (13)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	5
		新設	2 (8)	2 (8)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	
	計		53 (68)	49 (64)	4 (4)	0 (0)	0 (0)	

イ ばいじん（集じん機で集めて排出される灰（飛灰、集じん灰等））

報告のあった37施設（40件）の測定結果のうち、処理基準が適用される28施設（31件）は、全て排出基準値以下であった。

表2 ばいじんのダイオキシン類濃度状況（ ）は報告件数

施設の区分		施設数	処理基準適用除外	処理基準適用		
				処理基準以下 (3ng-TEQ/g以下)	処理基準超 (3ng-TEQ/g超)	最小～最大 (ng-TEQ/g)
廃棄物 焼却炉	既設	22 (22)	9 (9)	13 (13)	0 (0)	0～0.28
	新設	15 (18)	0 (0)	15 (18)	0 (0)	0～0.68
計		37 (40)	9 (9)	28 (31)	0 (0)	

注 「処理基準適用除外」とは、セメント固化、薬剤処理等の安定化処理を行ったことにより、基準の適用を受けないものを示す。

ウ 燃え殻（炉低部から排出される灰（焼却灰等））

報告のあった37施設（40件）の測定結果は、全て排出基準値以下であった。

表3 燃え殻のダイオキシン類濃度状況（ ）は報告件数

施設の区分		施設数	処理基準適用除外	処理基準適用		
				処理基準値以下 (3ng-TEQ/g以下)	処理基準値超 (3ng-TEQ/g超)	最小～最大 (ng-TEQ/g)
廃棄物 焼却炉	既設	25 (27)	0 (0)	25 (27)	0 (0)	0～0.60
	新設	12 (13)	0 (0)	12 (13)	0 (0)	0～0.050
計		37 (40)	0 (0)	37 (40)	0 (0)	

エ その他

報告のあったもののうち、

- ・施設の構造上、ばいじんと燃え殻を混合灰として処理されたもの。
(1施設1件)
- ・ばいじんが湿式排出ガス処理装置で処理され汚泥として処理されたもの。
(1施設1件)
- ・金属を回収するため、排出ガスを処理する集じん機で集めた灰。
(1施設1件)

これらの、いずれの施設の測定結果も処理基準値以下であった。

表4 その他のダイオキシン類濃度状況 () は報告件数

施設の区分	試料種別	施設数	処理基準適用		
			処理基準値以下 (3ng-TEQ/g以下)	処理基準値超 (3ng-TEQ/g超)	最小～最大 (ng-TEQ/g)
廃棄物 焼却炉	既設	混合灰 1 (1)	1 (1)	0 (0)	0.0028
		汚泥 1 (1)	1 (1)	0 (0)	0.00012
	新設	金属 1 (1)	1 (1)	0 (0)	0.000071
計		3 (3)	3 (3)	0 (0)	

(2) 水質基準適用事業場

報告のあった3事業場(3件)の測定結果は、全て排出基準値以下であった。

表5 排出水中のダイオキシン類濃度状況 () は報告件数

事業場の区分	事業場数	処理基準適用		
		排出基準値以下 (10pg-TEQ/L以下)	排出基準値超 (10pg-TEQ/L超)	最小～最大 (pg-TEQ/L)
廃棄物焼却炉の 湿式集じん施設	既設 2 (2)	2 (2)	0 (0)	0.0060 ～0.028
	新設 1 (1)	1 (1)	0 (0)	0.00050
計		3 (3)	0 (0)	

注1 「既設」とは平成12年1月14日以前に、「新設」とは平成12年1月15日以後に設置した施設を示す。

注2 「処理基準適用除外」とは、セメント固化、薬剤処理等の安定化処理を行ったことにより、基準の適用を受けないものを示す。

4 今後の指導等

令和元年度中に自主測定を実施していなかった施設の設置者に対しては、早急に測定を実施し、報告するよう指導している。

5 自主測定結果の資料閲覧について

各事業所の測定結果は、次の窓口で閲覧できるほか、県のホームページに掲載する。

生活環境部資源循環推進課 (審査グループ)	
金沢市鞍月1丁目1番地 石川県庁行政庁舎7階	
南加賀保健福祉センター (生活環境課)	小松市園町ヌ48番地
石川中央保健福祉センター (生活環境課)	白山市馬場2丁目7番地
能登中部保健福祉センター (生活環境課)	七尾市本府中町ソ27番9
能登北部保健福祉センター (生活環境課)	輪島市鳳至町畠田102番4